

# 社会的養護の充実

- 平成23年1月に、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置して、短期的課題と中長期的課題を集中的に検討し、できるものからすぐに実施するとともに、同年7月に、同委員会と社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で、「社会的養護の課題と将来像」をとりまとめた。
- これに沿って、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、家庭的養護の推進、里親委託・里親支援の推進、虐待を受けた子どもなどに対する専門的ケアの充実、施設運営の質の向上、職員の専門性の向上、親子関係の再構築の支援、自立支援の充実、子どもの権利擁護、人員配置の充実などを進めていく。

## 平成23年の主な実施事項

- 4月** ・ 当面の各種実施要綱改正による運営の弾力化（3月30日）  
・ 里親委託ガイドラインの策定、里親委託運営要綱の改正（同上）  
・ 国連の児童の代替的養護に関する指針の仮訳を作成周知（同上）
- 6月** ・ 児童福祉施設最低基準の当面の見直し（6月17日）
- 7月** ・ 子どもシェルターに自立援助ホームを適用して補助対象とする通知改正（7月19日）  
・ 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備の通知（7月27日）
- 8月末～** ・ 5種類の施設運営指針及び里親等養育指針の策定、第三者評価ガイドラインの改正、里親支援の充実について、6つのワーキングによる検討を開始
- 9月** ・ 社会的養護の課題と将来像に基づく当面の省令改正（9月1日公布）
  - ・ 施設長の資格要件の最低基準への規定及び施設長研修の義務化
  - ・ 社会的養護の施設の第三者評価の義務化
  - ・ 親族里親の要件の見直し（おじ・おばに養育里親として里親手当を支給）
  - ・ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し
- 10月** ・ 平成23年度子ども手当特別措置法（8月30日公布。10月施行）により、施設・里親措置の子どもについては、子ども手当を施設・里親に支給  
・ 児童福祉施設最低基準の条例委任化の基準の策定（10月7日公布）
- 12月** ・ 措置延長の積極的活用、措置継続、再措置等の実施の通知（12月28日）

## 平成24年の当面の予定

- 2月** 施設長研修の第1回実施  
（5種別合同2/28,29、情短2/9,10）
- 3月末** ・ 施設運営指針及び里親等養育指針の策定  
・ 社会的養護の第三者評価基準のガイドラインの改定  
・ 里親委託ガイドライン等の改正（里親支援等関係）  
・ ファミリーホームの要件の明確化
- 4月～** ・ 平成24年度予算事項の実施
  - ・ 人員配置の引上げ
  - ・ 家庭的養護の推進
  - ・ 里親委託・里親支援の推進
  - ・ 被虐待児童等のケアの充実
  - ・ 自立支援の充実  
・ 第三者評価の義務化の施行  
・ 児童虐待防止等のための親権制度改正の施行（民法及び児童福祉法）

# 社会的養護の平成24年度予算事項

## (1) 児童養護施設等の人員配置の引上げ

○社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置は、昭和51年(児童自立支援施設は昭和55年、母子生活支援施設は昭和57年)に定められた水準であり、虐待を受けた子ども、障害児等やDV被害を受けた母子の増加に対応し、ケアの質を高めるため、30数年ぶりに児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。(改善内容は別紙)

## (2) 施設における家庭的養護の推進

○施設の小規模化の推進: 施設の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護を推進するため、児童養護施設等で家庭的な環境のもと職員との個別的な関係を重視した小さなグループにより、きめ細やかなケアを提供する。

- ・小規模グループケア(713か所→743か所) ※23年10月実績650か所
- ・地域小規模児童養護施設(210か所→240か所)
- ・全ての小規模グループケアに管理宿直等職員を配置(160か所→743か所)

○グループホーム等の賃貸料の算定: 施設機能の地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設、小規模グループケアのグループホーム型、自立援助ホーム、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定する。

## (3) 里親支援等の推進

○里親支援専門相談員の配置: 施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの相談等の支援体制の充実を図るため、児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置。

○ファミリーホームの賃借料の算定: 里親委託を推進するため、賃貸物件を活用し実施する場合に、建物の賃借料の一部を月額10万円を限度に措置費に算定。

○里親支援機関事業の推進: 里親委託推進、里親の質の確保、里親への支援の充実を図るため、里親制度の広報啓発、研修の実施、委託里親への訪問援助等を行う里親支援機関事業を推進する。

○調査研究事業の実施: 里親の養育技術の向上、里親支援、里親委託推進の取り組みの向上のため、公益財団法人全国里親会において、地域の里親会や里親支援機関事業を対象に調査・研究を行う。

#### (4) 被虐待児等への支援の充実

- 受け入れ児童数の拡大：虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する施設や里親等について、受け入れ児童数の拡大を図る。
- 乳児院の被虐待児個別対応職員の全施設化：虐待を受けた乳幼児に適切に対応するため、乳児院の被虐待児個別対応職員を全施設に配置。
- 一時保護の充実：里親等へ一時保護委託した場合の委託費を改善し、これまでの一般生活費相当分に加え、里親手当相当分の委託費（日額2,360円）を支給。
- 児童家庭支援センターの推進：相談・支援体制を強化するため、児童家庭支援センターの設置推進とともに、心理療法担当職員の配置を推進
- 民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設の拡大：  
民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象施設に児童家庭支援センターと児童厚生施設での勤務経験を追加する。看護師については、経験豊富な看護職員の確保のため、医療機関での勤務経験を算定できることにする。
- 児童養護施設入所児童の情緒障害児短期治療施設等(通所部)利用  
児童養護施設の入所児童について、必要な場合に、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部の利用を可能とする。

#### (5) 要保護児童の自立支援の充実

- 就職支度費や大学進学等自立生活支度費の改善：  
児童の自立支援の充実を図るため、就職支度費や大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）。
- 自立に役立つ資格取得等のための高校生の特別育成費の改善：  
児童養護施設等や里親等の措置児童の自立支援のため、就職や進学に役立つ資格取得等の経費を支給（55,000円）。
- 母子生活支援施設の入所児童の入進学支度金等の創設：  
母子生活支援施設の入所児童に対し、児童養護施設の児童と同様、小学校、中学校又は高等学校に進学した場合の入進学等支度金等を支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）。
- 自立援助ホームの設置推進等：自立援助ホームの設置推進(93か所→115か所)を図るとともに、自立援助ホームの利用児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給する。

#### (6) 施設運営の質の向上

- 第三者評価の義務化に伴う受審経費の算定：施設の一層の運営の質の向上と透明化を図る観点から、新たに児童福祉施設最低基準により義務付けた第三者評価の受審経費を措置費算定（1回30万円を限度）する。

# 人員配置の引上げについて

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、平成24年4月から、直接養育・支援にあたる職員  
の配置基準の引上げを約30数年ぶりに実施（標準的な定員の施設で1名程度の増）

※24年4月は措置費の配置基準を引上げ、最低基準(条例の基準)の改正については、適切な時期に実施予定

施設種別	現 行	平成24年度予算案	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： <u>1. 7:1</u> 1・2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学校以上： <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1 小学生以上： <u>5. 5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1 小学生以上： 4:1  ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 7:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： <u>1. 6:1</u> 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児： 1. 3:1 2歳児： 2:1 3歳以上幼児： 3:1  ※小規模ケア加算等とあわせて 概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4. 5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4. 5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u>  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u>  少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員： それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

# 里親支援の体制の充実方策について

## (1)里親委託推進の方策

- ・良いマッチングのためには、多数の候補が必要。
- ・里親委託率を大幅に伸ばしている自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い成果を上げている。

## (2)里親支援の重要性

- ・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。
- ・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流などの里親支援が重要であり、里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。



## 里親支援の体制整備

### (1)里親支援の取り組み内容を、児童相談所運営指針、里親委託ガイドラインで定める。(本年3月予定)

- ・委託里親への定期的な訪問の訪問回数を、委託後の経過年数等に応じて設定する。委託里親には、複数の相談窓口を示す。
- ・里親サロン、里親研修・里親セミナーの開催、テキストの配布、レスパイト(里親の休養のための一時預かり)など

### (2)(1)を実行するための体制整備

- ・児童相談所が取り組みの中心。里親担当者の配置(専任又は兼任。できるだけ専任が望ましい。)
- ・里親支援機関事業の里親委託等推進員
- ・児童養護施設及び乳児院に**里親支援専門相談員(平成24年度新規)**を配置
  - [人材]・家庭支援専門相談員と同じ資格要件(社会福祉士、施設で5年以上勤務した者、又は児童福祉司資格のある者)を満たし、里親養育に理解があり、ソーシャルワークの視点を持つ人
  - [役割]・①所属施設の児童の里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援(児童福祉法上、施設はアフターケアの機能を持つとともに、地域住民の相談に応じる機能を持つ。)
  - [活動]・施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らない。施設の視点から離れ、里親と子どもの視点に立つ。
    - ・児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行うほか、施設機能を活かした支援を含め、里親支援を行う。また、児童相談所の会議に出席して情報と課題を共有する。
  - [位置付け]・配置施設を里親支援機関に指定し、役割を明示する。
    - ・児童家庭支援センターを附置する施設では、里親支援専門相談員は、センターを兼務し連動する。
- ・里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く施設などを、里親支援機関に指定し、里親名簿その他の必要な情報を共有する。(児童福祉法上、里親支援の業務の委託先には守秘義務が設けられている)

# 都道府県別の里親等委託率の差

○47都道府県別里親等委託率(平成23年3月末)

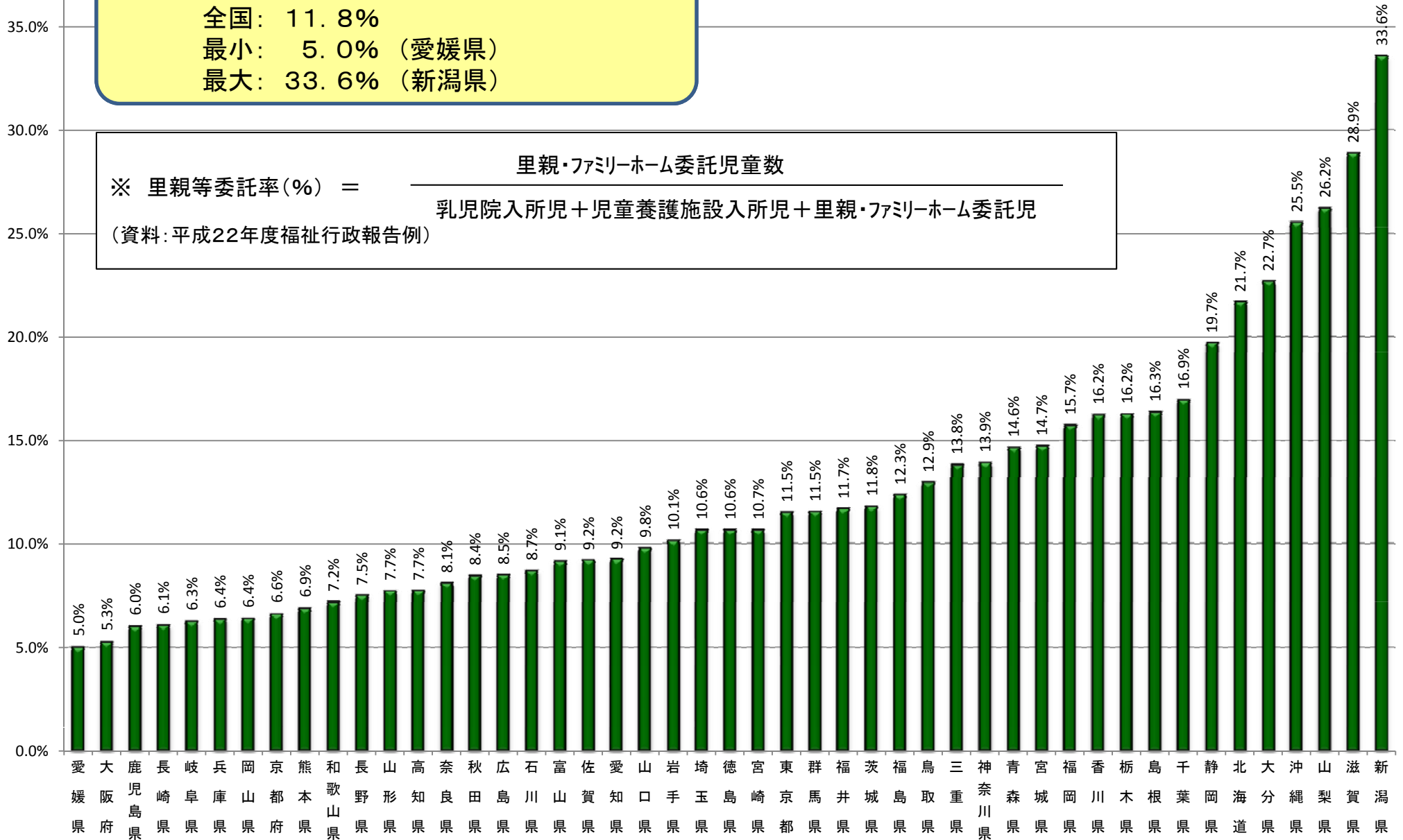
里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

全国： 11.8%

最小： 5.0% (愛媛県)

最大： 33.6% (新潟県)

※ 里親等委託率(%) =  $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$   
 (資料:平成22年度福祉行政報告例)



## 里親等委託率の最近6年間の増加幅の大きい自治体

- 最近6年間で、福岡市が6.9%から23.5%へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。
- これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 (16→22比較)	里親等委託率	
			平成16年度末	平成22年度末
1	福岡市	16.6%増加	6.9%	23.5%
2	大分県	15.3%増加	7.4%	22.7%
3	福岡県	10.3%増加	4.0%	14.3%
4	香川県	9.7%増加	6.5%	16.2%
5	静岡県	9.1%増加	10.6%	19.7% (静岡市・浜松市分を含む)
6	滋賀県	8.6%増加	20.3%	28.9%
7	山梨県	8.4%増加	17.8%	26.2%
8	栃木県	8.3%増加	7.9%	16.2%
9	佐賀県	8.0%増加	1.2%	9.2%
10	新潟県	7.2%増加	26.4%	33.6% (新潟市分を含む)

# 施設運営等指針の策定と第三者評価ガイドラインの改定について

- 平成23年7月にとりまとめた「社会的養護の課題と将来像」で、各種別の指針の作成と第三者評価の義務化を盛り込み、9月に、社会的養護の施設で第三者評価を義務化するよう児童福祉施設最低基準を改正した(24年4月施行)  
(3年に1回以上の受審と公表を義務づけ。また、受審費用は1回30万円を措置費に算定)
- このため、8月末から、6つの指針ワーキングを設けて、指針案及び第三者評価基準ガイドラインの改正案を検討中

- (1) 施設運営指針等の策定 (本年3月予定)
  - ・児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5つの施設運営指針と、里親及びファミリーホーム養育指針を策定予定
- (2) 施設の第三者評価ガイドラインの改定
  - ・共通評価項目の「児童入所施設版」及び内容評価項目の「児童養護施設版」「乳児院版」「情緒障害児短期治療施設版」「児童自立支援施設版」「母子生活支援施設版」を改定予定 (本年3月予定)
  - 平成24年度前半を目途に、各都道府県における評価基準の改定を行うとともに、評価機関の研修を行い、義務化実施の準備を行い、平成24年度後半から、評価の実施ができるようにする。

## ＜施設運営指針、里親等養育指針＞

## ＜第三者評価基準ガイドライン＞

社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会  
委員長: 柏女 霊峰 淑徳大学教授

福祉サービス第三者評価事業に関する評価基準等委員会(全社協)  
委員長: 江草 安彦 社会福祉法人旭川荘名誉理事長

施設運営指針等ワーキング全体会合  
柏女 霊峰委員長 + 6WG座長

社会的養護施設関係分科会  
分科会長: 石井 哲夫(児童部会長、社会福祉法人嬉泉常務理事)  
+ 福田 敬 第三者評価基準部会長 + 施設5WG座長

## 施設運営指針・里親等養育指針ワーキンググループ (◎は座長)

- 児童養護施設WG (◎桑原教修(全国児童養護施設協議会副会長)、太田一平、菅原ますみ、伊達直利、福田雅章、村瀬嘉代子、渡井さゆり)
- 乳児院WG (◎平田ルリ子(全国乳児福祉協議会副会長)、青木紀久代、今田義夫、増沢高、山本朝美、横川哲)
- 情緒障害児短期治療施設WG (◎高田治(全国情緒障害児短期治療施設協議会副会長)、青木正博、滝川一廣、竹中哲夫、辻亨、平田美音)
- 児童自立支援施設WG (◎相澤仁(国立武蔵野学院院長)、田中康雄、豊岡敬、野田正人、吉川正美)
- 母子生活支援施設WG (◎菅田賢治(全国母子生活支援施設協議会副会長)、青戸和喜、大澤正男、芹沢出、森脇晋、山辺朗子、湯澤直美)
- 里親・ファミリーホームWG (◎星野崇(全国里親会副会長)、木ノ内博道、長縄良樹、林浩康、卜蔵康行、宮島清、横堀昌子)



# 母子家庭等の自立支援施策の概要

- 平成14年に母子寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化
- 「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

## 母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）

### 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定化
- ◎ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- ・サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充

### 就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- ◎個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定等
- ・母子家庭の能力開発等のための給付金の支給
- ・準備講習付き職業訓練の実施等

### 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センターの創設
- ◎養育費支払い努力義務の法定化
- ◎「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- ◎民事執行制度の改正による履行確保の促進

### 経済的支援

- ◎児童扶養手当の支給
- ・自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実

※上記のうち、◎は、父子家庭も対象。○は、事業の一部に関して父子家庭も対象。

## 母子家庭の就業支援関係の主要な事業

事業	事業内容
1 ハローワーク等による支援	子育て女性等に対する就業支援。マザーズハローワーク、職業訓練の実施、求職者支援事業など。
2 母子家庭等就業・自立支援事業	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。(母子家庭等就業・自立支援センター事業)
3 母子自立支援プログラム策定等事業	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金事業	地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。
5 高等技能訓練促進費等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給する。(安心子ども基金を活用して、平成24年度入学者まで支給期間を拡充)
6 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業	安心子ども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対して助成を行い、普及促進を図る。(事業実施:平成21年度～平成24年度)

# 高等技能訓練促進費等事業について

(平成23年度第4次補正予算案での「安心こども基金」の積み増し・延長関係)

- 本事業では、母子家庭の母が看護師等の経済的な自立に効果的な資格の取得により、児童扶養手当から早期脱却することを支援するため、2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費等を支給。

【平成15年度創設・一般会計】

- 当初、修業期間の後半1/3の支給対象期間（上限12か月）であったものを、平成21年2月から後半1/2の期間（上限18か月）に延長した。

- 平成21年度の緊急経済対策の補正予算で、安心こども基金を活用して、平成23年度までの入学者に対し、支給額を引き上げるとともに（月額10万3千円→14万1千円（住民税課税世帯は51,500円→70,500円））、支給対象期間を修業全期間に拡大した。【平成21年度補正予算・安心こども基金】

- 平成23年度第4次補正予算案で安心こども基金の積み増し・延長を行い、平成24年度の入学者について、修業全期間（上限3年）を支給対象とする措置を継続する。（支給額は月額10万円（住民税課税世帯は70,500円））

【安心こども基金】

※ 4年間修業する場合の4年目は、母子福祉資金の生活資金の貸し付けが可能。

※ 平成23年度までの入学者については、従来どおり、修業全期間を対象に月額14万1千円（住民税課税世帯70,500円）を支給する。

〔対象資格〕：都道府県等の長が地域の実情に応じて定めるもの

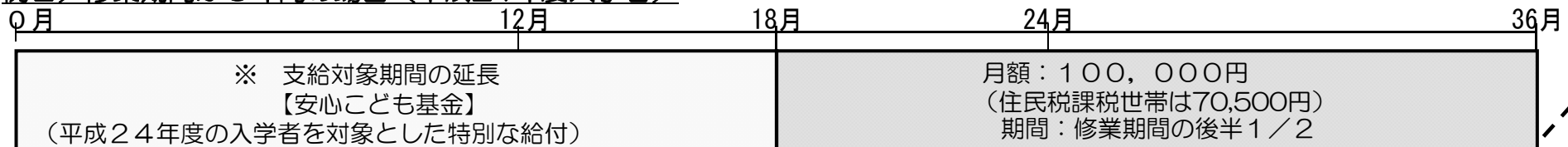
（例）看護師、理学療法士、作業療法士等（保育士・介護福祉士については、求職者支援制度の利用が可能）

## 例1) 修業期間が2年間の場合（平成24年度入学者）



修了後  
 入学支援終了一時金の支給 5万円  
 （住民税課税世帯は2万5千円）

## 例2) 修業期間が3年間の場合（平成24年度入学者）



# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業について

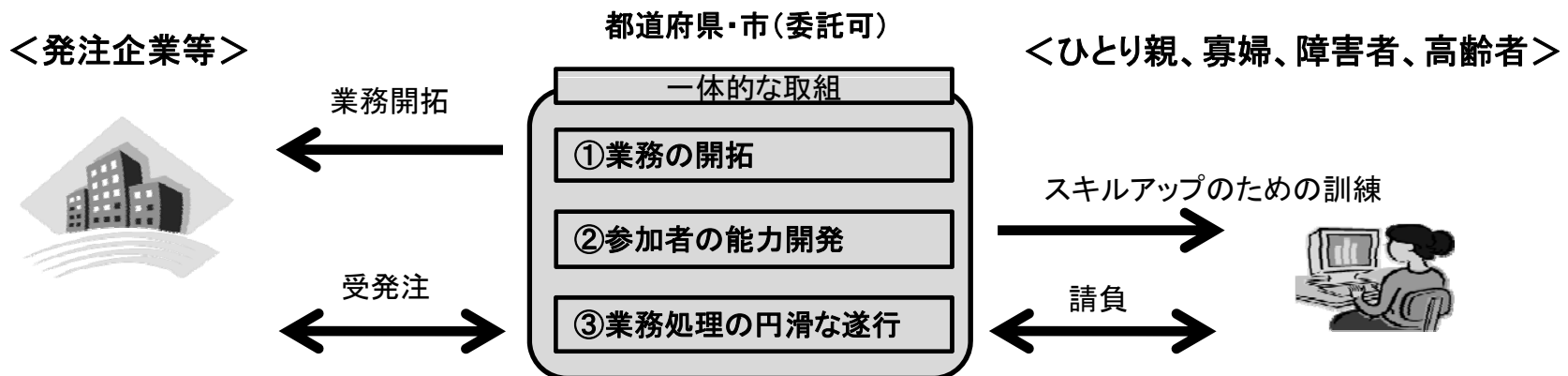
〈平成23年度まで→平成24年度までに延長〉  
(平成23年度第4次補正予算案での「安心こども基金」の延長関係)

## 1. 事業概要

- 在宅で子育て等をしながら就業できる在宅就業は、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭等にとって効果的な就業形態である。
- このため、平成21年度補正予算により、安心こども基金を活用して、ひとり親家庭等の在宅就業について、「業務の開拓」「参加者の能力開発」「業務処理の円滑な遂行」等を一体的に取り組む地方自治体(都道府県及び市)の事業に対して助成を行い、普及促進を図っている。
- 平成23年度第4次補正予算案により、本事業の実施期限を平成24年度訓練開始分まで延長する。(24年度に開始された訓練については、訓練全般の経費について、平成26年度末まで対象とする。)

## 2. 実施状況

- 38都道府県市区で実施中又は実施予定(平成24年1月現在)
- 平成24年度までは、更に新規の開始も可能であり、引き続き取り組みを推進



# 面会交流の支援について

【平成24年度予算案新規事業】

- 平成23年6月に公布された民法改正法で協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、親子の面会交流が明示された。
- 面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、継続的な面会交流の支援を行う。
- 具体的には、児童扶養手当受給者相当（非監護親等）を対象に、面会交流の支援を行うための活動費の補助を行う。

※母子家庭等対策総合支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の中の「母子家庭地域生活支援事業」のメニューとして実施



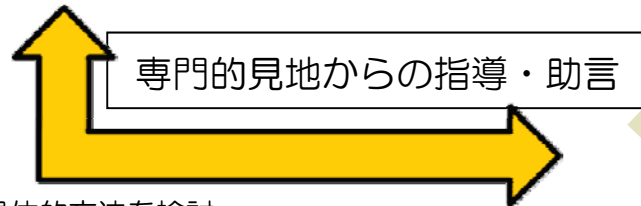
事業実施主体：

都道府県・市・福祉事務所設置町村

（母子家庭等就業・自立支援センター）

※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可

取り決めのある面会交流の日程調整、  
場所の斡旋、アドバイスなど



再委託可

専門的見地からの指導・助言



（公益社団法人）  
家庭問題情報センター

※再委託する場合の具体的方法を検討

# 児童訪問援助事業の拡充(学習ボランティア)について 【平成24年度予算案新規事業】

- ひとり親家庭については、親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」が指摘されており、ひとり親家庭の子どもに対する教育支援の充実が必要。
- また、近年、学生側にもボランティアの機会を求めるニーズがあり、中高生等への教育支援のボランティアを単位認定する大学もある。
- このため、ひとり親家庭に児童訪問援助員（大学生などのボランティア）を派遣し、児童の悩みや相談に応じたり、生活面の指導を行う「児童訪問援助事業」について、教育支援（学習ボランティア）も対象とするよう拡充を図る。
- 具体的には、受託したNPO法人等がコーディネートを行い、地域の施設又は自宅に、ボランティア学生を派遣する仕組みとし、コーディネート経費(人件費、通信経費等)、学生の旅費、教材の印刷製本費、会場借料等を補助する。

\* 母子家庭等対策総合支援事業「ひとり親家庭生活支援事業」のメニューとして実施

## <現行（ホームフレンド）>

- ・悩みをきく
- ・相談に応じる
- ・生活面の指導 など



ひとり親家庭

派遣



児童訪問援助員  
(ホームフレンド)

||  
大学生などの  
ボランティア

事業実施主体：都道府県・市・福祉事務所設置町村  
※母子寡婦福祉団体、NPO法人等に委託可



## <拡充部分（学習ボランティア）>

- ・学習支援
- ・進学相談



学習ボランティア

派遣



地域の施設(学習の場)



ひとり親家庭

# 児童扶養手当について

## 【配偶者からの暴力(DV)被害者に対する支給について】

- 配偶者からの暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄等されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。(政令改正予定)

## 【平成24年度の手当額について】

### ■ 物価スライドについて

- 児童扶養手当の手当額は、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定がされている。平成23年の消費者物価指数は、平成22年の指数を0.3%下回る見通しであり、1月末に発表される確定値に基づき、法律の規定に従って平成24年度の手当額が引き下げられる。(政令改正予定)

### ■ 物価スライドの特例分について

- 物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後、法改正を行う予定。

(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ)

- これまで年金と連動した改定を行っているのは、離婚等の母子家庭に支給する児童扶養手当は、死別母子家庭に支給される遺族年金を補完し、遺族年金と一体となって、ひとり親家庭に対する所得保障を行っていることによる。

＜参考＞年金の特例分が2.5%であるのに対し、児童扶養手当で1.7%である理由

- ・ 児童扶養手当では手当の本来水準が物価のみに応じて改定されるのに対し、年金は、平成17年度以降、年金額の本来水準が物価や賃金に応じて改定される仕組みとなっている。年金については、物価上昇よりも賃金の変化が低かった年度(19年度、21年度)に物価上昇より低い改定を行ったため、2.5%分の特例水準が生じている。

# 児童虐待の現状と対策

## 【現状】

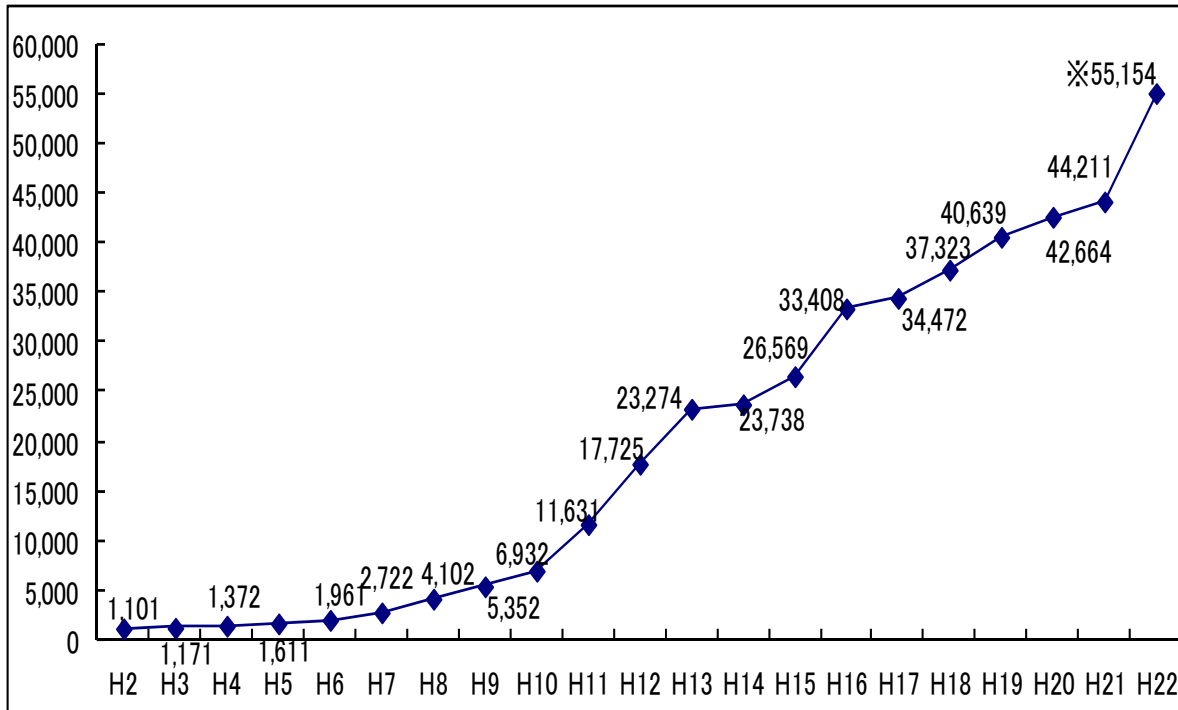
### ○児童虐待相談対応件数の増加

- ⇒ 平成22年度の虐待対応件数は55,154件（宮城県、福島県を除いた数値）
- ⇒ 統計を取り始めて毎年増加
- ⇒ 平成11年度の約4.7倍

### ○相次ぐ児童虐待による死亡事件

- ⇒ 多数の死亡事例が発生（平成21年度 47例）
- ⇒ 死亡した子どもは0歳児が4割強

（件数）



## 【必要な施策の推進】

### ○児童の安全確認・安全確保の徹底について

- ・定期的に業務の点検による子どもの安全を最優先にした対応
- ・地域全体で全力を挙げた取組
- ・悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善につなげる児童虐待防止法に基づく検証

### ○児童相談所・市町村の体制強化等について

#### ア 児童相談所等の体制強化について

- ・児童福祉司の積極的な配置、専門性の確保と向上
- ・安全確認強化のための補助職員の配置（安心こども基金の活用）
- ・未成年後見人に対する報酬・未成年後見人が加入する損害賠償保険料の補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業：平成24年度予算案新規事業）
- ・一時保護委託費の改善

#### イ 市町村の体制強化について

- ・妊娠等に悩みを抱える者が相談しやすい体制の整備
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び養育支援訪問事業の推進と両事業の密接な連携
- ・市町村の相談対応体制や地域協議会の体制の強化（市町村対応窓口や地域協議会の調整機関における専門職員の確保、調整機関のマネジメント機能の強化など）

# 「民法等の一部を改正する法律」の施行等について

## 改正の趣旨等

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行うもの。【平成23年6月3日 公布(一部施行) / 平成24年4月1日 施行】

施行に向け、児童相談所運営指針の改正や施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインの策定等の諸準備を進行中。また、児童相談所運営指針については、社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の報告書等を踏まえた見直しを併せて実施。

⇒ 今後示す改正指針等について運用に遺漏のないよう関係機関・関係団体への周知、職員研修の実施等に努めていただくようお願いする。

## 1. 親権と親権制限の制度の見直し

### ○ 子の利益の観点の明確化等

(現行)

- 親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる。
- 親子の面会交流等についての明文規定がない。

(改正後)

【民法関係】

- 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。
- 親権を行う者は、子の利益のために行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。
- 離婚後の子の監護に関する事項として親子の面会交流等を明示。

### ○ 親権停止制度の創設

(現行)

- あらかじめ期限を定めて親権を制限する制度はない。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができる。

### ○ 親権喪失・管理権喪失原因の見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるとき」に親権喪失の宣告をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母が、管理が失当であったことによってその子の財産を危うくしたとき」に管理権喪失の宣告をすることができる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、「父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるときその他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不相当であることにより子の利益を著しく害するとき」に親権喪失の審判をすることができる。
- 家庭裁判所は、「父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するとき」に管理権喪失の審判をすることができる。

### ○ 親権喪失等の請求権者の見直し

(現行)

- 子の親族及び検察官が、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【民法関係】

- 子の親族及び検察官のほか、子、未成年後見人及び未成年後見監督人も、親権の喪失等について、家庭裁判所への請求権を有する。

(現行)

- 児童相談所長は、親権喪失についてのみ、家庭裁判所への請求権を有する。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判並びにこれらの審判の取消しについて、家庭裁判所への請求権を有する。



## 2. 児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

### ○ 児童相談所長による親権代行

(現行)

- 施設入所中の児童に親権者等がない場合には、施設長が親権を代行するが、里親等委託中又は一時保護中の親権者等がない児童については、親権を代行する者がいない。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合には、児童相談所長が親権を代行する。

### ○ 児童相談所長、施設長等の監護措置と親権との関係

(現行)

- 児童相談所長に、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる権限の明文規定がない。
- 施設長等は、児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる旨の規定があるのみ。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 児童相談所長は、一時保護中の児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとることができる。
- 児童相談所長、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならない。(施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドラインを策定中。)
- 児童の生命、身体の安全を確保するために緊急の必要がある場合には、親権者等の意に反しても、児童相談所長、施設長等が必要な措置をとることができる。

(参考) 改正後の児童相談所長、施設長等による親権代行、監護措置の整理

	親権者(父母)・未成年後見人のない場合 (親権喪失・停止の場合も含む。)	親権者(父母)又は未成年後見人のある場合	
		未成年後見人あり	親権者(父母)あり
在宅の場合	親権を行う者なし ※ 法律行為を行うためには、未成年後見人を選任する必要あり。 ※ 児童相談所長による未成年後見人の選任請求中は、児童相談所長が親権代行。	未成年後見人による後見 (親権行使)	親権者による親権行使
一時保護中	<b>児童相談所長による親権代行</b> (児童相談所長による監護措置)	同上	同上 <b>児童相談所長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止)</b> <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>
里親等委託中	<b>児童相談所長による親権代行</b> 里親等による監護措置	同上	同上 <b>里親等による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止)</b> <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>
施設入所中	施設長による親権代行 (施設長による監護措置)	同上	同上 <b>施設長による監護措置 (親権者等の不当な妨げの禁止)</b> <b>親権者等の意に反する安全確保のための緊急措置</b>

### 3. 未成年後見制度の見直し

#### ○ 法人・複数の未成年後見人の許容

(現行)

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができない。
- 未成年後見人は、一人でなければならない。

※ 未成年後見人は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に、親権者と同じの権利義務を有し、後見(身上監護、財産管理など)を行う。法律上の手続や、多額の財産の管理を行う場合に選任が必要となる。

(改正後)

【民法関係】

- 家庭裁判所は、法人を未成年後見人に選任することができる。
- 未成年後見人は、複数でもよい。  
(未成年後見人が複数いる場合、原則として、その権限を共同して行使。)  
(家庭裁判所は、財産管理権について、一部の後見人につき財産管理権のみの行使の定め、単独行使の定め、事務分掌の定めが可能。)

(参考) 複数、法人の未成年後見人について想定される例

#### 【複数の未成年後見人の例】

- ✓ おじ・おばや祖父母が2人で後見人となり、共同で後見。
- ✓ 多額の財産がある場合、親族のほかに弁護士等の専門職を選任。  
一般的な後見は親族が、特定の財産の管理は弁護士等の専門職が行う。

#### 【法人の未成年後見人の例】

- ✓ 児童福祉施設等を運営する社会福祉法人
- ✓ 児童の権利擁護の活動を行う法人 等

### 4. 一時保護の見直し

(現行)

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2か月を超えてはならないが、児童相談所長等において必要があると認めるときは、引き続き一時保護を行うことができる。

(改正後)

【児童福祉法関係】

- 2か月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について、第三者機関である児童福祉審議会の意見を聴く。

### 5. 児童福祉法第28条の審判の運用方法の見直し(※)

※ 専門委員会報告書を踏まえた見直し

(現行)

- 家庭裁判所は、法第28条の承認の審判をする際、保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、保護者に対し指導措置を採るべき旨を、都道府県に勧告することができ、この指導勧告書の写しを保護者に送付する運用が可能。

(見直し後)

【児童福祉法関係】

- この運用を保護者指導に効果的に活用するため、児童相談所が保護者指導に効果的であると考えた場合に、家庭裁判所に対して、都道府県等への指導勧告と、保護者への指導勧告書の写しの送付を求める上申の手続を示す。

# 妊婦健康診査支援基金の1年延長・積み増し

## ○妊婦健康診査支援基金について

平成23年度第4次補正予算(案) 181億円

妊婦が、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、地方財政措置されていなかった残りの9回分について、平成20年度2次補正予算(790億円)により、都道府県に妊婦健康診査支援基金を造成し、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。

※平成22年度補正予算により実施期限を延長するとともに、積み増し(111億円)。(実施期限:平成23年度末)

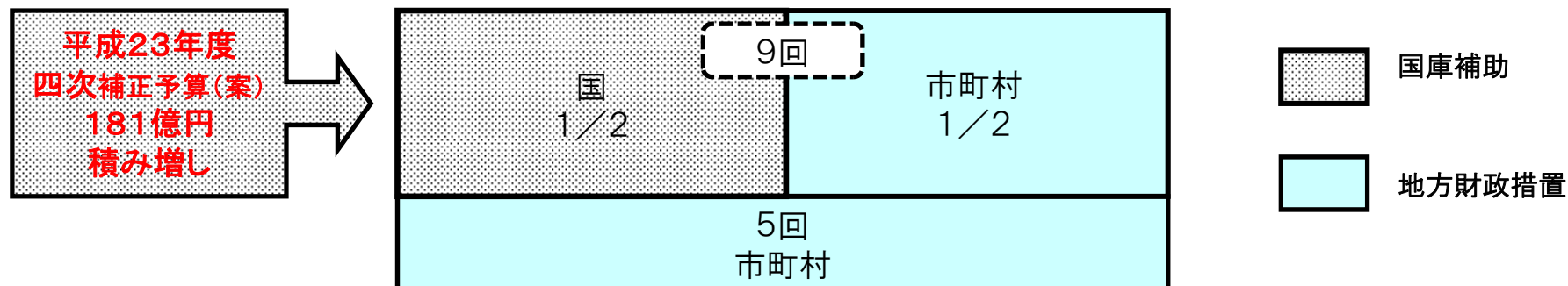


妊婦健康診査支援基金について、実施期限を更に1年延長するとともに、積み増し(181億円)を行い、妊婦健診の公費助成を平成24年度も継続

## ○妊婦健康診査の公費負担の状況について (平成23年4月現在)

- ・公費負担回数は、調査対象の全ての市区町村で14回以上実施(平均14.01回)
- ・公費負担額は調査対象の全国平均で、94,581円(最高額:164,870円、最低額:35,000円)
- ・受診券方式の市区町村のうち標準的な検査項目を実施する市区町村は61.6%

## <参考>



# 母子健康手帳の改正について

## 改正の趣旨

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

## 改正の内容

【省令様式】 ※平成23年12月28日母子保健法施行規則の一部を改正

- 1 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
  - (1) 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
  - (2) 妊婦健康診査の記録欄の増加
  - (3) 妊産婦等の自由記載欄の増加
- 2 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 3 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 4 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂

【任意様式】 ※平成24年1月任意様式改正

- 1 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- 2 その他所要の改正

## スケジュール

○平成23年11月 4日 検討会報告書公表  
○平成23年12月28日 母子保健法施行規則の一部改正



○平成24年4月1日 改正省令様式の施行

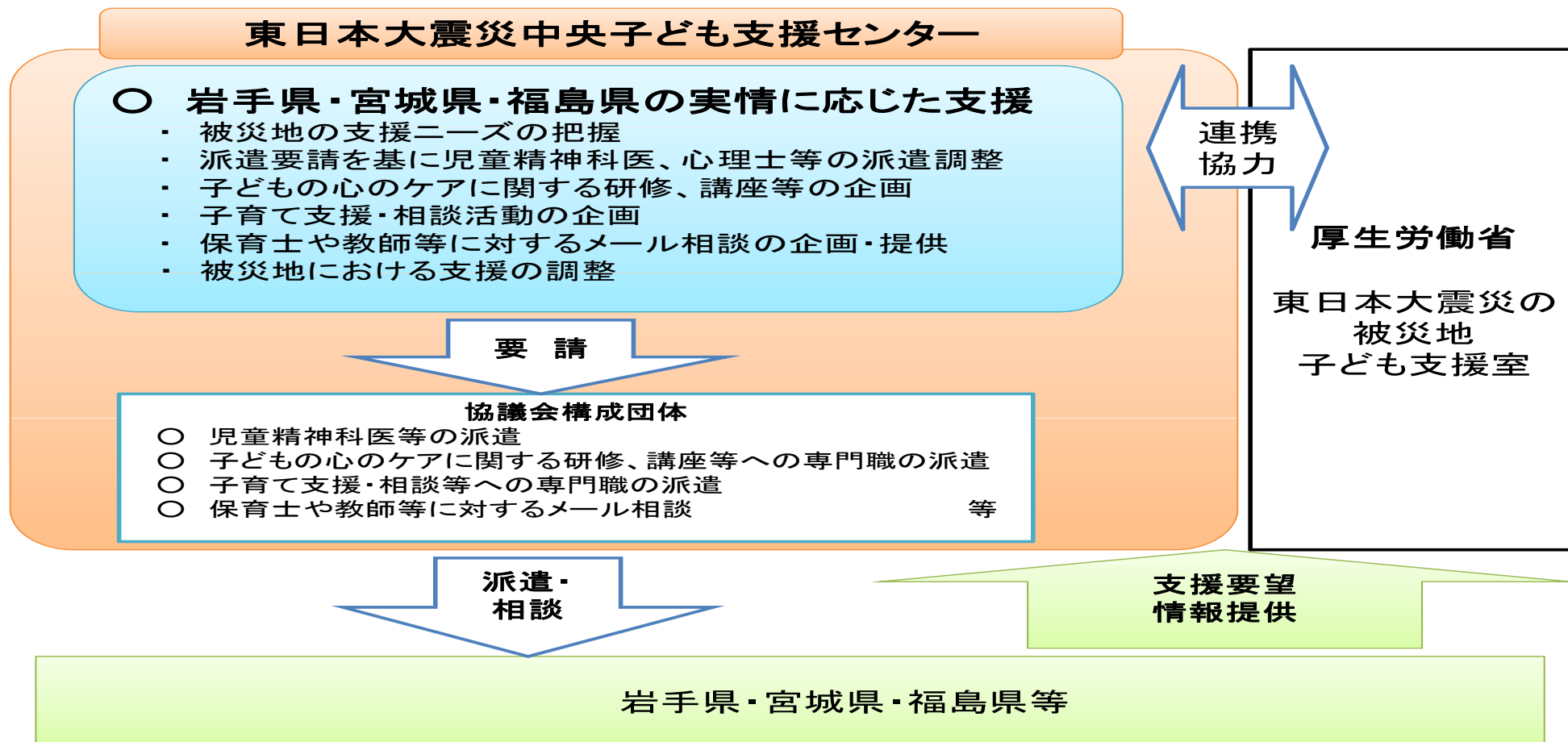
# 東日本大震災への対応について (子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ)

分野・段階ごとの達成目標
  予算措置以外  
 予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等	
児童福祉施設の復旧・整備	被災した保育所等の児童福祉施設の復旧 (27施設が全壊、11施設が半壊、241施設が一部損壊 (5月13日現在))	子育てを身近な地域で支える基盤の構築 災害復旧費 保育所等土壌入れ替え	子育て支援に関するニーズを把握・推計し、子育て支援サービス基盤を整備 幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の一体的な復旧・再生 ・地域の子育て支援体制の将来のあり方を踏まえた復興支援 ・複合化・多機能化を図りつつ基盤整備	16億円の積み増し(安心子ども基金) 82億円を追加	○関係者の意向を踏まえ、幼保一体化をはじめ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための先駆的な取組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。  ○関係施設の複合化、多機能化を含めた施設の復旧を進める。	
	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	震災孤児・遺児への支援	被災した子どもたちの状況把握 親族里親等の制度やひとり親家庭の支援策についての周知	被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築	27億円の積み増し(安心子ども基金) 16億円を追加(母子寡婦福祉資金貸付)	○両親が死亡・行方不明の場合に里親制度を活用する。  ○被災したすべての子どもや子育て世帯について、児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助等の支援、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など長期的視点に立った支援を行う。  ○心のケアの支援体制の構築を行う。
子ども・子育て支援  ケアが必要な子どもたちへの支援	震災孤児(両親を亡くした又は両親が行方不明の児童)への支援	○被災地の児童相談所職員と他県の児童相談所職員がチームを組んで、各避難所を巡回し、現状の把握に努めるとともに、両親を亡くした児童(孤児)の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施。 ※今回の震災で両親を亡くした又は両親が行方不明の児童は、240人(10月31日現在) ○両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親等の制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進。また、親族が養育できなくなった場合には、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく方針。 ・親族による里親の認定116件(児童160人)(11月29日現在) ※おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更(9月1日より)			24 復旧・復興枠として8億円を計上	
	震災遺児(ひとり親家庭)への支援	○今回の震災によりひとり親となった児童(遺児)について、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に対し文部科学省と連名で通知を发出し、学校や保育所を通じた把握状況を照会。また、ひとり親家庭が必要な支援を受けられるよう、自治体とともに、年金事務所やハローワークの窓口等に支援策の概要や照会先を記載したチラシを置いて周知するとともに自治体による相談員の設置を安心子ども基金で支援。 ※今回の震災で、ひとり親となった児童は、1,327人(10月31日現在)				
	被災した子どもたちへの長期的・継続的な支援	○孤児、遺児、その他支援が必要な者に対する継続的な支援を実施。 ○厚生労働省の要請により、恩賜財団母子愛育会の日本子ども家庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置するとともに、同センターの下に関係する職能団体、学会、専門職の養成校、民間団体等が支援方針について協議を行い、協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立。(10月27日)				

# 東日本大震災中央子ども支援センター等について

○東日本大震災中央子ども支援センター等の取組を通して、東日本大震災に被災した子ども達の健やかな成長をより一層支援することとしているので、今後の活動にご協力をお願いするとともに、積極的な活用をお願いする。



## (1) 東日本大震災の被災地子ども支援室

○連絡先: 厚生労働省雇用均等・児童家庭局(代表電話 03-5253-1111)

室長 為石(内線7796)、室長代理 太田(内線7797)、児童相談分野担当 八戸(内線7822)、家庭福祉分野担当 森泉(内線7884)、健全育成分野担当 富安(内線7903)、保育分野担当丸山(内線7919)、母子保健分野担当 杉田(内線7904)

## (2) 東日本大震災中央子ども支援センター

○設置主体: 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所内

○連絡先: 03-3473-8347(担当者: 有村、永野、白子 info@kodomokatei.info)

# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

平成24年7月より、常時100人以下の労働者を雇用する事業主にも適用となる下線部分の制度について、特に周知にご協力いただきたい。

## 1 子育て期間中の働き方の見直し

- 3歳までの子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(改正前と同じ)、2人以上であれば年10日)。

## 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(改正前1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能とする(パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※ これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

## 3 仕事と介護の両立支援

- 介護のための短期の休暇制度を創設(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれば年10日)

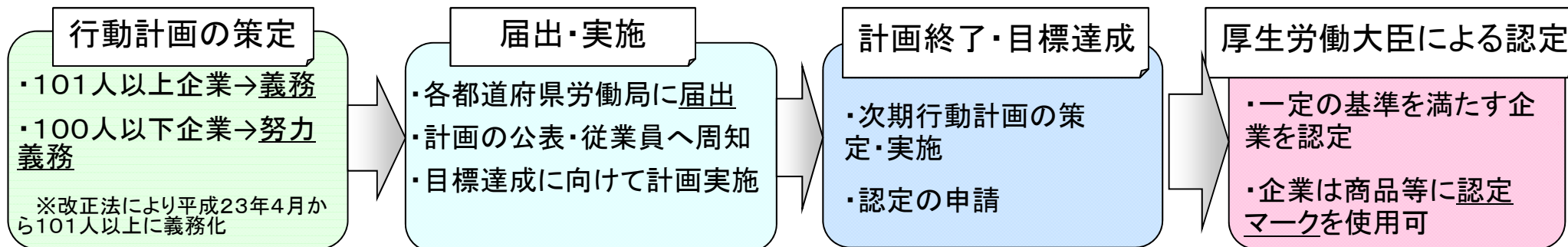
## 4 実効性の確保

- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料を創設。

【施行期日】平成22年6月30日(ただし、赤字の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日)  
4のうち、調停については平成22年4月1日、その他は平成21年9月30日。

# 次世代法に基づく企業の行動計画策定・実施について

子育てサポート企業認定促進にご協力いただきたい。  
 ・入札参加資格の加算措置の創設 ・くるみん税制の周知 等



### 行動計画例

1 計画期間 平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日まで

2 内容

目標1 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準にする

男性:年に〇人以上取得  
女性:取得率〇%以上

対策 平成〇年〇月 管理職を対象とした研修の実施  
平成〇年〇月 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に〇回実施

目標2 ノー残業デーを月に1日設定する。

対策 平成〇年〇月 部署ごとに検討グループを設置  
平成〇年〇月 社内報などでキャンペーンを行う

目標〇 …  
対策 …

■  
■  
■

○届出状況(平成23年11月末時点)

301人以上企業 **14,316社 97.2%**  
101人以上300人以下企業 **29,426社 92.0%**  
規模計届出企業数 **67,829社**

○認定状況(平成23年11月末時点)

認定企業 **1,169社**

### 認定基準

- ・行動計画の期間が、2年以上5年以下であること。
- ・策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- ・3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- ・計画期間内に、男性の育児休業等取得者がおり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上だったこと。 など



### 次世代法に基づく認定を受けた企業に対する税制優遇制度(くるみん税制)

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内に、次世代法に基づく認定を受けた企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができる。



# ファミリー・サポート・センター事業について

## 事業概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。平成21年度より、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)も行っている。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施市区町村数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本事業 670市区町村</li> <li>・ 病児・緊急対応強化事業 106市区町村</li> </ul> </li> <li>※ 平成23年度事前協議ベース</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会員数                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助を受けたい会員 319,702人(297,558人)</li> <li>・ 援助を行いたい会員 108,318人(90,263人)</li> <li>・ 両方会員 38,246人(36,238人)</li> </ul> </li> <li>※平成21年度末現在 ( )は平成20年度末現在</li> </ul> |
|---|---|

ファミリー・サポート・センター事業及び病児・緊急対応強化事業の実施について、積極的な働きかけをお願いしたい。また、講習の充実等による事故防止対策の徹底をお願いしたい。

## 事業内容

- 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- 相互援助活動の調整  
〔万一事故が発生した場合に会員間の連絡、調整を行うことを含む〕
- 会員に対して必要な知識を付与する講習会の開催  
〔基本事業においては、平成23年度より「預かり中の子どもの安全対策等のため、参考として別に示す項目、時間(9項目24時間)を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うことが望ましい。」としている。  
平成24年度より、24時間を満たした講習を実施し、講習強化分として申請のあった自治体に対して、子育て支援交付金の交付ポイントを加算することを予定。〕
- 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催 など

【事故\*発生時の対応】 ※死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う事故

- ・ 事故情報の収集及びそれを基にした再発防止対策
- ・ 事故が発生した場合の厚労省への報告

(参考)

平成18年4月1日から平成23年6月21日までの間に、15件の事故が発生

## 相互援助活動の例

- ・ 保育施設までの送迎
- ・ 冠婚葬祭や買い物等外出の際の子どもの預かり
- ・ 病児・病後児の預かり
- ・ 早朝・夜間等の緊急時の預かり

雇用均等・児童家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)		所管課室	担当係	担当者	内線
1. 平成24年度雇用均等・児童家庭局予算案の概要(P.1)		書記室	予算係	土佐昭夫	7806
2. 平成24年度以降の子どものための手当等について(P.6)		育成環境課子ども手当管理室	指導係	伊藤丈泰	7915
3. 年少扶養控除の廃止に伴う地方増収分の取扱いについて(P.10)	子どものための手当関係	育成環境課子ども手当管理室	指導係	伊藤丈泰	7915
	安心こども基金関係	総務課	調整係	稲田征之	7830
	子育て支援交付金関係	育成環境課	育成環境係	柴田哲男	7910
	待機児童解消「先取り」プロジェクト事業関係	保育課	予算係	西浦啓子	7927
4. 安心こども基金の積み増し・延長について(P.13)		総務課	調整係	稲田征之	7830
5. 保育所待機児童の解消について(P.14)		保育課	予算係	西浦啓子	7927
6. 社会的養護の充実について(P.18)		家庭福祉課	指導係	末武稔也	7889
7. 母子家庭等自立支援対策について(P.26)		家庭福祉課母子家庭等自立支援室	母子就業支援係	増田大樹	7959
8. 児童虐待防止対策の強化について(P.32)		総務課虐待防止対策室	企画係	大竹智子	7946
9. 妊婦健康診査支援基金の積み増し・延長について(P.36)		母子保健課	母子保健係	鈴木 充	7938
10. 母子健康手帳の改正について(P.37)		母子保健課	母子保健係	鈴木 充	7938
11. 東日本大震災への対応について(P.38)		総務課	児童相談係	平山多輝男	7829
12. その他					
	① 改正育児・介護休業法の全面施行について(P.41)	職業家庭両立課	企画係・法規係	福田佳英	7852
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定について(P.42)	職業家庭両立課	企画係・法規係	福田佳英	7852
	③ ファミリー・サポート・センター事業について(P.43)	職業家庭両立課	勤労者家族係	鈴木めぐみ	7857

